

加茂商工会議所 会員情報 [保存版]

R3. 4. 1 発行

新型コロナウイルス感染症関連支援対策

給付金・補助金・助成金等のご案内

＊ ＊ 申請のご相談は加茂商工会議所にお任せください ＊ ＊

■新型コロナに負けるな 加茂サポート

(1) 売上減少事業者給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の事業収入が令和元年の事業収入より減少している市内の中小企業者に減収分を給付します。

【対象者】

- ①加茂市内に住所または主たる事業所を有する中小企業者
- ②令和元年分の確定申告が青色申告の場合
令和3年1月から4月までと平成31年1月から4月までを比較して、事業収入額の減少率が最も高い月において、減少率が30%以上であること
- ③令和元年分の確定申告が白色申告の場合
令和3年1月から4月までの任意のひと月と令和元年事業収入額の月平均を比較して、減少率が30%以上であること

【給付額】 減少率30%以上50%未満の場合・・・30万円
減少率50%以上の場合 ……………50万円

いずれも令和元年1年間の事業収入からの減収分が上限

【必要書類】 ①申請書兼実績報告書

- ②対象月の事業収入額算出表
- ③令和元年および令和2年の確定申告書類（または住民税申告書）の写し
- ④令和3年1月から4月までの事業収入額が分かるものの写し
- ⑤誓約書
- ⑥振込先口座の預金通帳の写し

【申請期間】 令和3年4月1日(木)から令和3年7月30日(金)まで

(2) インターネット販売支援事業補助金

販路拡大を図るためのインターネットショッピングモールへの出店経費や自社のHP作成等の経費に対して補助を行います。

【対象者】

- ①加茂市内に住所または主たる事業所を有する中小企業者
- ②単独でインターネットショッピングモールへ新規出店した中小企業者
- ③自社のHPを作成した中小企業者

【対象経費】

- ①インターネットサイト等への出店および出品に係る経費
- ②インターネットサイト等への出店に伴うWEBページ制作に関する経費
- ③その他、インターネットサイト等の導入に必要と認められる経費
- ④HP作成等に係る経費

【補助金額】 上限20万円 ※補助率4/5

【必要書類】 ①申請書兼実績報告書 ②事業内容の分かる書類(販売ページやHPの画像)
③補助対象経費について支払った領収書等の写し
④振込先口座の預金通帳の写し

【申請期間】 令和3年4月1日(木)から令和3年9月30日(木)まで

(3) 雇用調整助成金活用促進補助金

国の雇用調整助成金制度を利用した事業者に対し、雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料を補助します。

【対象者】

- ①加茂市内に住所または事業所があること
- ②当該事業所の事業主が雇用保険法の適用を受けるものであること

【対象経費】

- 令和3年2月から4月までに支払いを完了した雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料(計画届に要する費用含む。消費税は含まない。)

【補助金額】 上限10万円

【必要書類】 ①申請書兼実績報告書 ②国の雇用調整助成金の申請書および添付資料の写し
③社会保険労務士の申請事務の受託に係る領収書の写し
④振込先口座の預金通帳の写し

【申請期間】 令和3年4月1日(木)から令和3年5月28日(金)まで

※いずれの支援制度も市税等を完納していることが条件となります。

※申請・お問い合わせは加茂市商工観光課商工振興係 TEL:52-0080 まで

■売上減少が続く飲食店・カラオケ店に 新潟県が支援金を支給します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等の影響を受けて、売上減少が続いている飲食事業者に対し、事業継続に向けた支援金を支給します。

【対象者】

- ①県内で飲食店、カラオケ店を営む事業者
- ②令和2年12月から令和3年4月までの間において、売上高が2カ月連続して前年同月比で20%以上減少していること(前年との比較が適当でない場合は、前々年との比較でも可)
- ③食品衛生法の飲食業または喫茶店の許可を受けていること
- ④ガイドラインに基づいた感染防止対策を実施していること
- ⑤今後も引き続き事業を継続すること

【給付額】1事業者20万円(県内で複数店舗を経営する場合は40万円)

【申請期間】令和3年3月16日(火)～5月31日(月)まで 締切日消印有効
※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/山本、明間) まで。

■新分野展開・業種転換に取り組む 中小企業を支援！

(1) 中小企業等事業再構築補助金 (通常枠/国事業)

【対象者】

- ①直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、新型コロナ以前の同3カ月と比較して10%以上減少している中小企業等。
- ②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
- ③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%以上増加、または従業員一人当たり付加価値額の年率平均3%以上増加の達成。

【対象経費】

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費(加工、設計等)、研修費、技術導入費、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)等

【補助金額】中小企業 100万円～6,000万円 ※補助率 2/3

【申請期間】令和3年4月15日(木)予定～4月30日(金) 18:00まで

【申請方法】jGrants(電子申請システム)のみでの受付となります。

※ご注意…電子申請にはGビズIDが必要となりますので、早めの準備をお勧めします。
<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

(2) 新型コロナウイルス対応新事業チャレンジ支援事業(県事業)

【対象者】

- ①直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、新型コロナ以前の同3カ月と比較して10%以上減少している県内の中小企業等。
- ②商工会議所の相談等の支援を受けること

【対象経費】 事業再構築促進事業(国事業)と同じ

【補助金額】 13万円～100万円 ※補助率 2/3

※申請方法・期間等については詳細が分かり次第ご案内いたします。

※事業のイメージ～取り組み事例をご紹介します～

- 喫茶店 飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。
- レストラン 店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式で食事のテイクアウト販売を実施。
- 衣服販売業 衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。
- ヨガ教室 室内での密をさけるため、新たにオンライン形式でのヨガ教室を開始。
- タクシー業 新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。
- 工芸品製造 百貨店など売上が激減したため、ECサイトでの販売を開始。
- 建設業 自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

■マル経融資制度をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方のために制度が拡充されています。

担保なし・保証人なし・保証料なし

1.21%-0.9%=0.31%

※4年目以降は通常金利(4月1日現在1.21%)

- ◎対象企業 常時使用する従業員が商業・サービス業：5人以下
〃 製造業・建設業・その他：20人以下
- ◎融資限度額 1,000万円(既存マル経融資とは別枠で借入可能)
- ◎返済期間 運転資金7年(据置3年以内) 設備10年(据置4年以内)

3年間分の利子相当額(低減した利息部分)を一括で助成する利子補給制度を受けることで、当初3年間は「実質無利子」でご利用いただけます。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740(担当/明間、山本)まで。